

(趣旨)

序文

我が国では、科学技術創造立国を目指して 1990 年代後半から科学技術基本計画が策定され、国家戦略として産学の連携活動が強化されてきた。科学技術の進歩に伴い、産学連携による医学系研究は世界的な潮流であることも事実である。産学連携による医学系研究が盛んになればなるほど、公的な存在である大学や研究機関、学術団体が、特定の企業の活動に参加することは不可避の状況となっている。その結果、教育、研究という学術機関、学術団体としての責任と、産学連携活動に伴い生じる個人の利益とが衝突・相反する状態（利益相反, conflict of interest: COI）が必然的・不可避的に生じてきた。この COI 状態を適切に管理（マネージメント）することにより、国民に信頼される教育・研究・診療活動を行うことが可能になる。

筋ジストロフィー医療研究会（以下「当会」という）は、「日本医学会 COI 管理ガイドライン」「日本医学会診療ガイドライン策定参加資格基準ガイダンス」および内科系関連 13 学会による「医学系研究の利益相反（COI）に関する共通指針」に準じ、当会における COI 管理指針を定める。

(COI 自己申告の対象者および対象となる活動)

第 1 条

1. COI 状態の自己申告による開示の対象者は、以下のとおりとする。
 - ア 当会の役員（世話人、監事）、学術集会および講演会等の責任者（学術集会会長等）、すべての委員会の委員長、特定の委員会の委員、暫定的な作業部会（小委員会、ワーキンググループ等）の委員
 - イ 機関誌および当会が関与する学術図書の著者全員
 - ウ 学術集会および講演会等における演題・講演の筆頭演者
 - エ その他、代表世話人が COI 自己申告を必要と認める者
2. COI 状態の自己申告による開示の対象となる当会における活動は、規約が定める当会の事業のうち当該開示に関するものとする。

(役員や委員等の COI 申告)

第 2 条

1. 前条に掲げる対象者のうち、役員および世話人会が特に管理を要する「対象者」として別に定める委員会の委員長および委員（以下「委員等」という）は、文書により代表世話人へ申告しなければならない。
2. 前条に定める COI 自己申告書には、役員や委員等に就任する際に、過去 1 年間の COI

状態を記載して当会事務局へ提出する。

3. 役員や委員等に就任した後、COI 状態に変更が生じたときは、文書により COI 申告するものとする。

（会誌等への投稿時の COI 申告および開示）

第 3 条

機関誌「筋ジストロフィー医療研究」への投稿の際に著者全員は、発表内容に関係する企業・組織や団体との投稿時から遡って 1 年間の COI 状態の有無を申告する。申告内容は本文末尾への記載により開示される。

（学術集会等発表時の COI 申告および開示）

第 4 条

学術集会への一般演題登録にあたり、演題登録前 1 年間における筆頭演者の COI 状態について、電磁的方法又は文書により学術集会事務局に申告する。

また、学術集会における講演および発表にあたり、当該演題の筆頭発表者は、発表内容に関係する企業・組織や団体との過去 1 年間の COI 状態の有無を開示する。

（COI 申告の審議および報告）

第 5 条

1. 第 2 条から第 4 条の規定により提出された COI 申告は、倫理・利益相反委員会で必要に応じて審議する。
2. 倫理・利益相反委員会は、審議の結果について代表世話人および審議を諮問した者に報告する。なお重大な COI 状態にある自己申告については、その対応について倫理・利益相反委員会で意見を付して報告する。

（違反者に対する措置）

第 6 条

COI 状態における自己申告の内容がこの指針に違反する場合には、倫理・利益相反委員会は十分な調査とヒアリングを行い、適切な処分案を作成し世話人会に報告する。

（不服申立て審査）

第 7 条

不服申立ての審査請求を受けた場合には、代表世話人は不服申立て審査委員会（代表世話人が指名する当会会員若干名と外部委員 1 名以上により構成される。委員長は委員の互選で、COI 委員はその委員を兼務できない）を設置する。委員会は審査請求を受けてから 1 か月以内に委員会を開催し、審査し、その答申書を 1 か月以内に代表世話人へ提出する。

（倫理・利益相反委員会と各種委員会等との連携）

第 8 条

この指針の運用に当たって、倫理・利益相反委員会は編集委員会等各種委員会、運営幹事、当会事務局、学術集会事務局と緊密に連携する。

（細則）

第 9 条

COI 申告の様式、申告を必要とする基準をはじめ、この指針の運用にあたって必要な事項は、別に定める。

（指針の変更）

第 10 条

この指針は、定期的に見直しを行い、必要に応じて改正する。
この指針の改正は世話人会の議を経て、代表世話人がこれを変更し、会員総会に報告する。

附則

この指針は 2024 年 11 月 2 日から施行する。

附則

この細則は 2025 年 2 月 12 日から一部改正する。

附則

この細則は 2025 年 10 月 24 日から一部改正する。

筋ジストロフィー医療研究会（以下「当会」という）会員などの利益相反（COI）状態を公正に管理（マネージメント）するために、運用の細則を以下のとおり定める。

（COI 自己申告および開示の基準並びにその対象となる関係）

第 1 条

第 1 項 COI 自己申告および開示の基準は「日本医学会 COI 管理ガイドライン」「日本医学会診療ガイドライン策定参加資格基準ガイダンス」および内科系関連 13 学会による「医学系研究の利益相反（COI）に関する共通指針」に準じることとし、具体的には次のとおりとする。

1. 企業・法人組織や営利を目的とした団体（以下、企業・組織や団体という）の役員、顧問職については、1 つの企業・組織や団体からの報酬額が年間 100 万円以上とする。
2. 株式の保有については、1 つの企業についての 1 年間の株式による利益（配当、売却益の総和）が 100 万円以上の場合、あるいは当該全株式の 5%以上を所有する場合とする。
3. 企業・組織や団体からの特許権使用料については、1 つの権利使用料が年間 100 万円以上とする。
4. 企業・組織や団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）については、一つの企業・団体からの年間の講演料が合計 50 万円以上とする。
5. 企業・組織や団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については、1 つの企業・組織や団体からの年間の原稿料が合計 50 万円以上とする。
6. 企業・組織や団体が提供する研究費については、一つの企業・団体から医学系研究等（治験、共同研究、受託研究など）に対して支払われた総額が年間 100 万円以上とする。
7. 企業・組織や団体が提供する奨学（奨励）寄附金については、1 つの企業・組織や団体から、申告者個人または申告者が所属する部局（講座・分野）あるいは研究室の代表者に支払われた総額が年間 100 万円以上の場合とする。
8. 企業に属する者または企業・組織や団体が提供する寄附講座などに申告者らが所属している場合は、次のとおりとする。
 - a) 企業（製薬メーカーなど）に所属する研究者（非医師・医師ともに）の場合は、所属する特定企業・部署名を明記すれば、COI 申告書の提出は必要なし。
 - b) 企業（製薬メーカーなど）に所属する研究者と大学などの研究者との共同研究の場合は、企業に所属する研究者以外の研究者の COI 申告書の提出が必要である。
9. その他、研究とは直接無関係な旅行、贈答品などの提供については、1 つの企業・組織や団体から受けた総額が年間 5 万円以上とする。

但し、本条第 6 号並びに第 7 号については、申告者個人もしくは申告者が所属する部局（講

座、分野、研究室など）に対して、開示すべき COI 関係にある企業や団体などから研究成果の発表に関連する研究経費、奨学寄附金などの提供があった場合に申告する必要がある。

第 2 項 研究に関連する企業・法人組織、営利を目的とする団体とは、研究に関して次のような関係をもった企業・組織や団体とする。

1. 当該研究を依頼し、または、共同で行った関係（有償無償を問わない）
2. 当該研究において評価される療法・薬剤、機器などに関連して特許権などの権利を共有している関係
3. 当該研究において使用される薬剤・機材などを無償もしくは特に有利な価格で提供している関係
4. 当該研究について研究助成・寄附などをしている関係
5. 当該研究において未承認の医薬品や医療器械などを提供している関係
6. 寄附講座などのスポンサーとなっている関係

（役員や委員等の COI 申告方法）

第 2 条

第 1 項 当会の役員（世話人、幹事）、次回学術集会会長、各種委員会のすべての委員長、特定の委員会の委員は、就任時の前年 1 年間ににおける COI 状態の有無、新就任時と就任後は 1 年ごとに、様式 1 により COI 自己申告書を世話人会へ提出しなければならない。但し、COI の自己申告の範囲は、当会が行う事業に関連する企業・法人組織、営利を目的とする団体に関わるものに限る。

第 2 項 各々の開示・公開すべき事項について、自己申告が必要な金額は、第 1 条第 1 項に定める基準額とし、様式 1 にしたがって、項目ごとに金額区分を明記する。様式 1 は就任時の前年 1 年間の COI 状態を記入し、その算出期間を明示する。但し、役員などは、在任中に新たな COI 状態が発生した場合には、8 週間以内に様式 1 により報告する義務を負うものとする。

（会誌等における COI 申告および開示方法）

第 3 条

機関誌などで発表（総説、原著論文など）を行う著者全員は、発表内容が本細則第 1 条第 2 項に規定された企業・組織や団体と経済的な関係を持っている場合、投稿時の前年 1 年間の COI 状態を投稿規定に定める様式 2-1 もしくは様式 2-2 により事前に編集委員会または当会事務局へ届け出なければならない。この「COI 自己申告書」の記載内容は、論文末尾、謝辞または文献の前に掲載される。規定された COI 状態がない場合は、「自己申告に該当するものない」などの文言が同部分に記載される。投稿時に明らかにする COI 状態として、第 1 条第 1 項に定める事項を自己申告する。各々の開示すべき事項について、自己申告が必要な金額は第 1 条第 1 項による。「筋ジストロフィー医療研究」誌以外の当会刊行物での発表もこれに準じる。なお、届けられた「COI 自己申告書」は論文査読者に開示しない。

（学術集会等発表時の COI 申告および開示方法）

第 4 条

第 1 項 会員か非会員かを問わず、当会が主催する講演会などで研究発表・講演を行う場合、筆頭発表者は、配偶者、一親等の親族、生計を共にする者も含めて、今回の演題発表に際して、医学系研究に関連する企業や営利を目的とした団体との経済的な関係について過去 1 年間における COI 状態の有無を、抄録登録時に様式 3-1 もしくは様式 3-2 により自己申告しなければならない。

第 2 項 学術集会に一般演題応募にあたり、抄録提出前 1 年間の筆頭演者の COI 状態の有無を電磁的方法（演題登録ページへの入力など）又は文書（演題登録用紙への記入など）により学術集会事務局へ申告する。筆頭演者に申告すべき COI 状態がある場合は、筆頭演者の「COI 申告書（様式 3-1 もしくは様式 3-2）」を、指定された期日までに学術集会事務局へ送信する。

第 3 項 筆頭発表者は、発表内容に関係する企業・組織や団体との過去 1 年間の COI 状態の有無を、発表スライドの最初に（様式 4-A もしくは様式 4-D、または様式 4-B もしくは様式 4-E）、またはポスターの末尾に（様式 4-C もしくは様式 4-F）記載する方法で、発表の際に開示する。発表スライドは保存しない。

（自己申告書の取り扱い）

第 5 条

第 1 項 学術集会発表のための抄録登録時あるいは当会雑誌への論文投稿時に提出される COI 自己申告書は提出の日から 2 年間、代表世話人の監督下に当会の事務所で厳重に保存されなければならない。同様に、役員の任期を終了した者、委員委嘱の撤回が確定した者に関する COI 情報の書類なども、最終の任期満了、あるいは委員の委嘱撤回の日から 2 年間、代表世話人の監督下に当会の事務所で厳重に保存されなければならない。2 年間の期間を経過した者については、代表世話人の監督下において速やかに削除・廃棄される。但し、削除・廃棄することが適当でないと世話人会が認めた場合には、必要な期間を定めて当該申告者の COI 情報の削除・廃棄を保留できるものとする。学術集会会長および委員会委員長に関する COI 情報に関しても役員の場合と同様の扱いとする。

第 2 項 当会の世話人・関係役職者は、この細則にしたがい、提出された自己申告書をもとに、当該個人の COI 状態の有無・程度を判断し、当会としてその判断に従った管理ならびに措置を講ずる場合、当該個人の COI 情報を随時利用できるものとする。しかし、利用目的に必要な限度を超えてはならず、また、上記の利用目的に照らし開示が必要とされる者以外の者に対して開示してはならない。

第 3 項 COI 情報は、前項の場合を除き、原則として非公開とする。COI 情報は、当会の活動、委員会の活動（附属の常設小委員会などの活動を含む）、臨時の委員会などの活動などに関して、当会として社会的・道義的な説明責任を果たすために必要があるときは、世話

人会の協議を経て、必要な範囲で当会の内外に開示もしくは公表することができる。但し、当該問題を取り扱う特定の世話人に委嘱して、倫理・利益相反委員会の助言のもとにその決定をさせることを妨げない。この場合、開示もしくは公開される COI 情報の当事者は、世話人会もしくは決定を委嘱された世話人に対して意見を述べることができる。但し、開示もしくは公表について緊急性があつて意見を聞く余裕がないときは、その限りではない。

第 4 項 非会員から特定の会員を指名しての開示請求（法的請求も含めて）があつた場合、妥当と思われる理由があれば、代表世話人からの諮問を受けて倫理・利益相反委員会が個人情報保護のもとに適切に対応する。しかし、倫理・利益相反委員会に対応できないと判断された場合には、代表世話人は COI 調査委員会（代表世話人が指名する当会会員若干名および外部委員 1 名以上により構成される）を設置して諮問する。COI 調査委員会は開示請求書を受領してから 1 か月以内に委員会を開催して可及的すみやかにその答申を行う。

（違反者に対する措置）

第 6 条

第 1 項 機関誌「筋ジストロフィー医療研究」などで発表を行う著者、ならびに当会講演会などの発表予定者によって提出された COI 自己申告事項について、疑義もしくは社会的・道義的問題が発生した場合、当会として社会的説明責任を果たすために倫理・利益相反委員会が十分な調査、ヒアリングなどを行ったうえで適切な措置を講ずる。深刻な COI 状態があり、説明責任が果たせない場合には、代表世話人は、倫理・利益相反委員会に諮問し、その答申をもとに世話人会で審議のうえ、当該発表予定者の学術集会発表や論文発表の差止めなどの措置を講じることができる。既に発表された後に疑義などの問題が発生した場合には、代表世話人は事実関係を調査し、違反があれば掲載論文の撤回などの措置を講じ、違反の内容が当会の社会的信頼性を著しく損なう場合には、当会の定款にしたがい、会員資格などに対する措置を講ずる。

第 2 項 当会の役員、委員会委員長、COI 自己申告が課せられている委員およびそれらの候補者について、就任前あるいは就任後に申告された COI 事項に問題があると指摘された場合には、倫理・利益相反委員会委員長は文書をもって代表世話人に報告し、代表世話人は速やかに臨時世話人会を開催し、世話人会として当該指摘を承認するか否かを議決しなければならない。当該指摘が承認された時、役員および役員候補者にあつては退任し、また、その他の委員に対しては、当該委員および委員候補者と協議のうえ委嘱を撤回することができる。

（不服申立て）

第 7 条

第 1 項：不服申立て請求 第 6 条第 1 項により、当会事業（機関誌、学術集会など）での発表に対して違反措置の決定通知を受けた者ならびに、第 6 条第 2 項により役員の退任あるいは委員委嘱の撤回を受けた候補者は、当該結果に不服があるときは、世話人会議決の

結果の通知を受けた日から 7 日以内に、代表世話人宛ての不服申立て審査請求書を当会事務局へ提出することにより、審査請求をすることができる。審査請求書には、委員長が文書で示した撤回の理由に対する具体的な反論・反対意見を簡潔に記載するものとする。その場合、委員長に開示した情報に加えて異議理由の根拠となる関連情報を文書で示すことができる。

第 2 項：不服申立て審査手続 不服申し立ての審査請求を受けた場合、代表世話人は速やかに不服申立て審査委員会を設置しなければならない。不服申立て審査委員会は代表世話人が指名する当会会員若干名および外部委員 1 名以上により構成され、委員長は委員の互選により選出する。倫理・利益相反委員会委員は不服申立て審査委員会委員を兼ねることはできない。不服申立て審査委員会は審査請求書を受領してから 1 か月以内に委員会を開催してその審査を行う。不服申立て審査委員会は、当該不服申立てにかかる倫理・利益相反委員会委員長および関係者ならびに不服申立て者から必要がある時は意見を聴取することができる。不服申立て審査委員会は、特別の事情がない限り、審査に関する第 1 回の委員会開催日から 1 か月以内に不服申し立てに対する答申書をまとめ、代表世話人へ提出する。不服申立て審査委員会の決定をもって最終とする。

第 8 条（細則の変更）

この細則は、社会的要因や産学連携に関する法令の改変などから、個々の事例によって一部に変更が必要となることが予想される。この細則の変更にあたっては、見直しのための審議を倫理・利益相反委員会が行い、世話人会の議を経て、代表世話人がこれを変更し、会員総会に報告する。

附則

この細則は 2024 年 11 月 2 日から施行する。

附則

この細則は 2025 年 2 月 12 日から一部改正する。

様式 1 : 役員などの COI 自己申告書

(前年 1 年間 : 20 年 月 日 ~ 20 年 月 日)

筋ジストロフィー医療研究会 代表世話人 殿

申告者氏名 : _____

所属 (機関・教室/診療科) : _____

職名 (役職) : _____

当会での役職名 ☐ 代表世話人 ☐ 世話人 ☐ 監事 ☐ 運営幹事
(該当項目すべてに☑) ☐ 学術集会会長 ☐ 編集委員会 ☐ 倫理・利益相反委員会

A. 自己申告者自身の申告事項

1. 企業や営利を目的とした団体の役員, 顧問職の有無と報酬額 (☐ 有・☐ 無)

(1 つの企業・団体からの報酬額が年間 100 万円以上のものを記載)

	企業・団体名	役職 (役員・顧問など)	金額区分
1			
2			
3			

金額区分 : ①100 万円以上 500 万円未満 ②500 万円以上 1000 万円未満 ③1000 万円以上

2. 株の保有とその株式から得られる利益 (最近 1 年間の当該株式による利益)

(☐ 有・☐ 無)

(1 つの企業についての 1 年間の利益が 100 万円以上のもの, あるいは当該株式の 5%以上保有のものを記載)

	企業名	持ち株数	申告時の株値(1 株あたり)	金額区分
1				
2				
3				

金額区分 : ①100 万円以上 500 万円未満 ②500 万円以上 1000 万円未満 ③1000 万円以上

3. 企業や営利を目的とした団体から特許権使用料として支払われた報酬 (□ 有・□ 無)

(1つの特許使用料が年間100万円以上のものを記載)

	企業・団体名	特許名	金額区分
1			
2			

金額区分：①100万円以上500万円未満 ②500万円以上1000万円未満 ③1000万円以上

4. 企業や営利を目的とした団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力
に対して支払われた日当（講演料など） (□ 有・□ 無)

(1つの企業・団体からの講演料が年間合計50万円以上のものを記載)

	企業・団体名	金額区分
1		
2		
3		

金額区分：①50万円以上100万円未満 ②100万円以上200万円未満 ③200万円以上

5. 企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料

(□ 有・□ 無) (1つの企業・団体からの原稿料が年間合計50万円以上のものを記載)

	企業・団体名	金額区分
1		
2		
3		

金額区分：①50万円以上100万円未満 ②100万円以上200万円未満 ③200万円以上

6. 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費 (□ 有・□ 無)

(1つの臨床研究（治験、共同研究、受託研究など）に対して支払われた総額が年間100万円以上のものを記載)

	企業・団体名	研究費区分	金額区分
1			
2			
3			

研究費区分：①治験 ②産学共同研究 ③受託研究 ④その他（具体的に記入）

金額区分：①100万円以上1000万円未満 ②1000万円以上2000万円未満 ③2000万円以上

7. 企業や営利を目的とした団体が提供する奨学（奨励）寄附金 （☐ 有・☐ 無）

（1つの企業・団体から申告者個人または申告者が所属する講座・分野または研究室に支払われた総額が年間100万円以上のものを記載）

	企業・団体名	金額区分
1		
2		
3		

金額区分：①100万円以上 500万円未満 ②500万円以上 1000万円未満 ③1000万円以上

8. 企業・組織や団体が提供する寄附講座 （☐ 有・☐ 無）

（企業などからの寄附講座に所属している場合に記載）

	企業・組織・団体名	寄附講座の名称	設置期間
1			
2			

9. その他の報酬（研究とは直接無関係な旅行、贈答品など） （☐ 有・☐ 無）

（1つの企業・団体から受けた報酬が年間5万円以上のものを記載）

	企業・団体名	報酬内容	金額区分
1			
2			
3			

金額区分：①5万円以上 20万円未満 ②20万円以上 50万円未満 ③50万円以上

B. 申告者の配偶者、一親等の親族または収入・財産を共有する者の申告事項

(該当する場合のみ記載)

該当者氏名 (申告者との関係): _____ ()

1. 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職の有無と報酬額 (☐ 有・☐ 無)

(1つの企業・団体からの報酬額が年間100万円以上のものを記載)

	企業・団体名	役職 (役員・顧問など)	金額区分
1			
2			
3			

金額区分: ①100万円以上500万円未満 ②500万円以上1000万円未満 ③1000万円以上

2. 株の保有とその株式から得られる利益 (当該株式による利益) (☐ 有・☐ 無)

(1つの企業についての1年間の利益が100万円以上のもの、あるいは当該株式の5%以上保有のものを記載)

	企業名	持ち株数	申告時の株値 (1株あたり)	金額区分
1				
2				

金額区分: ①100万円以上500万円未満 ②500万円以上1000万円未満 ③1000万円以上

3. 企業や営利を目的とした団体から特許権使用料として支払われた報酬 (☐ 有・☐ 無)

(1つの特許使用料が年間100万円以上のものを記載)

	企業・団体名	特許名	金額区分
1			
2			

金額区分: ①100万円以上500万円未満 ②500万円以上1000万円未満 ③1000万円以上

誓約: 私は利益相反に関する状況は上記のとおりであることに相違ありません。筋ジストロフィー医療研究会における私の職務遂行上で妨げとなる上記以外の利益相反状態は一切ありません。
なお、社会的・法的な要請があった場合は、上記申告内容の公開を了承します。

申告日 (西暦) _____ 年 _____ 月 _____ 日

申告者署名: _____

(必ず自筆署名をお願いします)

(このCOI申告書は任期満了日もしくは委員委嘱終了日から2年間保存されます)

自己申告書の欄が足りない場合に、記入できなかったものについてご記入ください

申 告 者 氏 名 : _____

<申告事項>

1. 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職の有無と報酬額
2. 株の保有と、その株式から得られる利益（最近 1 年間の当該株式による利益）
3. 企業や営利を目的とした団体から特許権使用料として支払われた報酬
4. 企業や営利を目的とした企業や団体より、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）
5. 企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料
6. 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費
7. 企業や営利を目的とした団体が提供する奨学（奨励）寄附金
8. 企業などが提供する寄附講座
9. その他の報酬（研究とは直接無関係な、旅行、贈答品など）

申告者 (A・B)	申告事項 の番号	企業・団体名	適用（役職・特許名・研究費種類など） * 2 の場合は持ち株数および株価を記載	金額区分 (各項目を ご参照ください)

* 記載項目数が足りない場合はコピーしてください

様式 2-1 : 「筋ジストロフィー医療研究」 自己申告による COI 報告書

著者名 : (全署名者を記載)

論文題名 :

(投稿の前年 1 年間の発表内容に係る企業・組織または団体との COI 状態を記載。

各署名者が個別に作成し、著者全員分を取りまとめて投稿責任者が提出する。)

項 目	該当の状況	有であれば、企業名などの記載
① 企業・営利団体の役員等報酬 1 つの企業・団体から年間 100 万円以上	☐ 有・ ☐ 無	
② 株式の保有と利益 1 つの企業について年間 100 万円以上、あるいは当該株式の 5% 以上保有	☐ 有・ ☐ 無	
③ 特許権使用料 1 つにつき年間 100 万円以上	☐ 有・ ☐ 無	
④ 講演料等 1 つの企業・団体から年間合計 50 万円以上	☐ 有・ ☐ 無	
⑤ 原稿料 1 つの企業・団体から年間合計 50 万円以上	☐ 有・ ☐ 無	
⑥ 研究費・助成金などの総額 1 つの企業・団体からの研究経費を共有する 所属部局(講座、分野あるいは研究室など)に 支払われた年間総額が 100 万円以上	☐ 有・ ☐ 無	

⑦ 奨学（奨励）寄附などの総額 1つの企業・団体からの奨学寄附金を共有する所属部局(講座、分野あるいは研究室など)に支払われた年間総額が100万円以上	☐ 有・ ☐ 無	
⑧ 企業などが提供する寄附講座 企業・組織や団体からの寄附講座に所属している場合に、当該寄附講座の名称と資金源を記載	☐ 有・ ☐ 無	
⑨ 研究とは無関係な旅行、贈答品など 1つの企業・団体から年間5万円以上	☐ 有・ ☐ 無	

申告日（西暦） _____ 年 _____ 月 _____ 日

申告者署名： _____

（この COI 申告書は論文掲載後 2 年間保存されます）

Corresponding author 各位 投稿論文が採択され雑誌に掲載される際には、申告された COI 状態について、論文末尾、謝辞または引用文献の前に掲載いたします。 1. 開示すべき COI 状態がない場合 本論文は COI 報告書の提出があり、開示すべき項目はありません。 2. 開示すべき COI 状態がある場合 本論文に関連し、開示すべき COI 状態にある企業・組織や団体は以下のとおり 研究費・助成金：〇〇製薬 （著者複数の場合は該当者名 以下同様） 奨学寄附金：△△製薬 寄附講座：□□製薬
--

Form 2-2 : Japanese Journal of Clinical Myology

Self-reported Potential Conflict of Interest Disclosure Statement

Authors' name: _____

Manuscript Title: _____

(All authors are required to disclose any COI within the period of 12 months prior to the submission of any manuscript in the subject matter of which any company, entity, or organization has an interest.)

Area	☐ Yes • ☐ No	If Yes, list the name(s) of author(s) and commercial entity(ies)
1. Employment/Leadership position/Advisory role of commercial companies/organizations 1,000,000 yen or more annually from one commercial entity	☐ Yes • ☐ No	
2. Stock ownership or options Profit of 1,000,000 yen or more annually from the stock of one company/ ownership of 5% or more of total shares of one company	☐ Yes • ☐ No	
3. Patent royalties/licensing fees 1,000,000 yen or more per one royalty/ licensing fee annually	☐ Yes • ☐ No	
4. Honoraria (e.g. lecture fees) 500,000 yen or more annually from one commercial entity	☐ Yes • ☐ No	

5. Manuscript fees 500,000 yen or more annually from one commercial entity	☐ Yes • ☐ No	
6. Research funding 1,000,000 yen or more annual payment to departments(department, field, or laboratory) who share research expenses from the same commercial entity.	☐ Yes • ☐ No	
7. Subsidies or Donations 1,000,000 yen or more annual payment to departments (department, field, or laboratory) who share subsidies or donations from the same commercial entity.	☐ Yes • ☐ No	
8. Endowed departments by commercial entities If any of the authors belong to endowed departments sponsored by any companies, institutions, or organizations, list the official name of the departments and sponsors	☐ Yes • ☐ No	
9. Travel fees, gifts, and others 50,000 yen or more annually from one commercial entity	☐ Yes • ☐ No	

This statement will be kept for 2 years after the publication of the manuscript.

Date of declaration (DD-MMM-YYYY): _____

Signature of declarer: _____

様式 3-1：筋ジストロフィー医療研究会 学術集会等 筆頭発表者の COI 申告書

抄録登録時の前年 1 年間の COI 状態を申告

発表演題に関連して、開示すべき COI 関係にある企業などを項目ごとに記載する

項目	該当の状況	有の場合、企業などの記載
① 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職などの有無と報酬額 1 つの企業・団体からの報酬額が年間 100 万円以上のものを記載	(本人) ☐ 有・ ☐ 無	
	(親族) ☐ 有・ ☐ 無	
② 株の保有と、その株式から得られる利益 1 つの企業についての 1 年間の利益が 100 万円以上のもの、あるいは当該株式の 5% 以上保有のものを記載	(本人) ☐ 有・ ☐ 無	
	(親族) ☐ 有・ ☐ 無	
③ 企業や営利を目的とした団体から特許権使用料として支払われた報酬 1 つの特許使用料が年間 100 万円以上のものを記載	(本人) ☐ 有・ ☐ 無	
	(親族) ☐ 有・ ☐ 無	
④ 企業や営利を目的とした団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など） 1 つの企業・団体からの講演料が年間合計 50 万円以上のものを記載	(本人) ☐ 有・ ☐ 無	
⑤ 企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料 1 つの企業・団体からの原稿料が年間合計 50 万円以上のものを記載	(本人) ☐ 有・ ☐ 無	

⑥ 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費（治験，共同研究，受託研究）など 1 つの企業・団体から支払われた総額が年間合計 100 万円以上のものを記載	（本人） ☐ 有 ・ ☐ 無	
	（親族） ☐ 有 ・ ☐ 無	
⑦ 企業や営利を目的とした団体が提供する奨学（奨励）寄附金などの有無 1 つの企業・団体から支払われた総額が年間合計 100 万円以上のものを記載	（本人） ☐ 有 ・ ☐ 無	
	（親族） ☐ 有 ・ ☐ 無	
⑧ 企業などが提供する寄附講座 企業・組織や団体からの寄附講座に所属している場合に、当該寄附講座の名称と資金源を記載	（本人） ☐ 有 ・ ☐ 無	
⑨ 研究とは無関係な旅行，贈答品など 1 つの企業・団体から受けた報酬が年間 5 万円以上のものを記載	（本人） ☐ 有 ・ ☐ 無	

⑥，⑦については，筆頭演者個人か，筆頭演者が所属する部局（講座，分野）あるいは研究室などへ研究成果の発表に関連し，開示すべき COI 関係にある企業や団体などからの研究経費，奨学寄附金などの提供があった場合に申告する必要がある。

申告日（西暦） _____ 年 _____ 月 _____ 日

代表・筆頭発表者（Author）署名 _____
 （必ず自筆署名をお願いします）

（この COI 申告書は発表後 2 年間保存されます）

Form 3-2 : Disclosure Statement of Conflict of Interest (COI)
for the Annual Meeting of Japanese Society of Clinical Myology

Declare any conflict of interest that existed within the one-year period prior to the registration of the abstract.

If there is any company with which the lead presenter has a conflict of interest required to be disclosed in connection with the subject of the lecture to be given, state the relevant facts in the following respective items.

Items	Relevant party	If yes, state the name of such company or organization
(1) Does the declarer/relative serve or has the declarer/relative served as director or advisor of a company or for-profit organization? If yes, state the value of the remuneration received for a period of one year. (State any compensation of 1,000,000 yen or more received within a period of one year from one company or organization)	(Declarer) ☐ Yes ☒ No	
	(Relatives) ☐ Yes ☐ No	
(2) Does the declarer/relative hold or has the declarer/relative held any shares in the company concerned? If yes, state the profit earned from such shares. (State any profit of 1,000,000 yen or more earned within a period of one year from shares in one single company and any profit earned within a period of one year from shares in one single company in the event of 5% or more of the company's shares being held by the declarer/relative)	(Declarer) ☐ Yes ☐ No	
	(Relatives) ☐ Yes ☐ No	
(3) Has the declarer/relative received any remuneration from a company or for-profit organization as the fee for the use of a patent? (State any annual remuneration of 1,000,000 yen or more received within a period of one year as the fee for the use of one single patent)	(Declarer) ☐ Yes ☒ No	
	(Relatives) ☐ Yes ☐ No	
(4) Has the declarer received from a company or a for-profit organization any daily allowance or lecture fee paid for his/her attending a meeting (making a presentation) on the basis of the research time sacrificed and the service provided? (State any annual compensation totaling 500,000 yen or more received within a period of one year from one company or organization)	(Declarer) ☐ Yes ☐ No	

(5) Has the declarer received from a company or a for-profit organization any manuscript fee paid for writing brochure text? (State any remuneration totaling 500,000 yen or more received within a period of one year from one company or organization)	(Declarer) ☐Yes ☐No	
(6) Has the declarer received from a company or a for-profit organization any research fee (paid in connection with commissioned research or joint research)? (State any remuneration totaling 1,000,000 yen or more received within a period of one year from one company or organization)	(Declarer) ☐Yes ☐No	
(7) Has the declarer received any study encouragement donation (encouragement donation) from a company or a for-profit organization? (State any study encouragement donation totaling 1,000,000 yen or more received within a period of one year from one company or organization)	(Declarer) ☐Yes ☐No	
(8) Does the declarer belong or has the declarer belonged to any endowed departments sponsored by companies, institutions, or organizations? (State the official name of the departments and sponsors, if the declarer is/has been a member of any endowed departments funded by donations from companies, institutions, or organizations)	(Declarer) ☐Yes ☐No	
(9) Has the declarer received any non-research-related benefits such as travel and gifts? (State any benefit worth 50,000 yen or more received within a period of one year from one company or organization)	(Declarer) ☐Yes ☐No	

Declarations concerning (6) and (7) are required to be made if the lead presenter himself/herself or the medical unit (seminar group, field group) or research group to which the lead presenter belongs has been given, in connection with a research results presentation, the payment of research expenses or study encouragement donation by a company/organization with which the declarer or his/her relative has a conflict of interest required to be disclosed.

Date of declaration (DD-MMM-YYYY): _____

Signature of declarer: _____

This statement will be kept for 2 years after the publication of the manuscript.

(様式4-A) 口頭発表におけるCOI状態の開示
申告すべきCOI状態がない場合

筋ジストロフィー医療研究会
COI 開示

筆頭発表者名: ○○ ○○

演題発表に関連し、開示すべきCOI関係にある企業などはありません。

(様式4-B) 申告すべきCOI状態がある場合

筋ジストロフィー医療研究会
COI 開示

筆頭発表者名: ○○ ○○

演題発表に関連し、開示すべきCOI関係にある企業などとして、

開示すべき内容がある項目のみ記載する

- | | |
|--------------|----------|
| ①顧問: | なし |
| ②株保有・利益: | なし |
| ③特許使用料: | なし |
| ④講演料: | なし |
| ⑤原稿料: | なし |
| ⑥受託研究・共同研究費: | ○○製薬 |
| ⑦奨学寄附金: | ○○製薬 |
| ⑧寄附講座所属: | あり(○○製薬) |
| ⑨贈答品などの報酬: | なし |

(様式4-C) ポスター発表におけるCOI状態の開示
ポスターの末尾に以下のいずれかにより開示する

筆頭発表者:
演題発表に関連し、開示すべきCOI関係にある企業などはありません。

或いは、

筆頭発表者のCOI 開示

開示すべき内容がある項目のみ記載する

- | | |
|--------------|----------|
| ①顧問: | なし |
| ②株保有・利益: | なし |
| ③特許使用料: | なし |
| ④講演料: | なし |
| ⑤原稿料: | なし |
| ⑥受託研究・共同研究費: | ○○製薬 |
| ⑦奨学寄附金: | ○○製薬 |
| ⑧寄附講座所属: | あり(○○製薬) |
| ⑨贈答品などの報酬: | なし |

(Form 4-D) If there is no state of conflict of interest requiring disclosure

Japanese Society of Clinical Myology COI Disclosure

Name of the first author: XXXXX XXXXX

There are no companies, etc. in a relation of conflict of interest requiring disclosure in relation to the presentation.

(Form 4-E) If there is a state of conflict of interest requiring disclosure

Japanese Society of Clinical Myology COI Disclosure

Name of the first author: XXX XXXXX

Companies, etc. in a relation of conflict of interest requiring disclosure in relation to the presentation:

- | | |
|--|----------------------------------|
| 1) Advisor: | XXXXXX Pharmaceutical Industries |
| 2) Stock ownership/capital gain: | XXXXXX Pharmaceuticals |
| 3) Patent royalties: | XXXXXX Pharmaceutical Industries |
| 4) Honoraria: | XXXXXX Pharmaceuticals |
| 5) Writing fees: | XXXXXX Pharmaceutical Industries |
| 6) Grants for commissioned/joint research: | XXXXXX Pharmaceutical |
| 7) Scholarship grants: | XXXXXX Pharmaceuticals |
| 8) Endowed chair: | XXXXXX Pharmaceutical |
| 9) Gifts or other forms of compensation: | XXXXXX Pharmaceutical Industries |

↑List only the items which have content to be disclosed

(Form 4-F) Disclosure of the state of conflict of interest at the end of a poster at a poster session (either of the following)

The first author:

There are no companies, etc. in a relation of conflict of interest requiring disclosure in relation to the presentation.

or

Disclosure of conflict of interest by the first author:

- | | |
|--|----------------------------------|
| 1) Advisor: | XXXXXX Pharmaceutical Industries |
| 2) Stock ownership/capital gain: | XXXXXX Pharmaceuticals |
| 3) Patent royalties: | XXXXXX Pharmaceutical Industries |
| 4) Honoraria: | XXXXXX Pharmaceuticals |
| 5) Writing fees: | XXXXXX Pharmaceutical Industries |
| 6) Grants for commissioned/joint research: | XXXXXX Pharmaceutical |
| 7) Scholarship grants: | XXXXXX Pharmaceuticals |
| 8) Endowed chair: | XXXXXX Pharmaceutical |
| 9) Gifts or other forms of compensation: | XXXXXX Pharmaceutical Industries |

↑List only the items which have content to be disclosed